

《研究ノート》

自営者層の統計的分類(1)

——フランス官庁統計における「職人」——

杉 森 滉 一

序

フランス統計経済研究所の「社会職業分類」は、職業分類を再分類することをつうじて、活動人口を「社会的に等質な」諸集団にわけた分類である。このさいの「社会的に等質」というのは、「そのなかで相互に人的な関係が保たれ、同じような意見と行動のみられることが多く、かつ、その構成員自身によっても他人によっても、そこに属すると認められる」ことだとされている。このような規定は、分類対象の規定としては、はなはだ非理論的で漠然としている。これに対応して、分類方法の規定も、きわめて経験的かつあいまいになっており、「直観」と「良識」にもとづいた型抽出的な方法によるとされているのみである。(事前に分類の諸基準をきめ、それらを組合せて分類するという方法は、形式的であるとして積極的に拒否されている。このため、社会職業分類の各項目は規定されえず、例示されうるのみである(以上の諸点については(杉森, 1981) 参照。) こうしたあいまいな対象規定と方法規定の結果、この分類の各項目の根拠が判然としなくなっている。分類中の各項目がいかなる理由でたてられたのか、いいかえれば、なぜそこに上述の意味での「社会的等質性」があると判断されたのか、この分類を利用する者にはわからないのである。

とはいえ、分類者は、各項目をたてたさいには、それぞれの項目が「社会的に等質」な集団をあらわしていると判断するについて、一定の根拠をもっていただはずである。「直観と良識」によって分類したというのは、分類の根拠を根拠として明確に提示しなかったという意味であって、根拠なしに分類したという意味ではありえない。それは建築のさいの

足場のようなもので、分類体系という建物をつくるときにはたしかに組まれていたものの、分類体系の完成とともに分解され、消滅した。したがって分類利用者たるわれわれがあとからこの分類体系を理解するためには、これら消滅してしまった足場（＝各項目の根拠）をあらためて復元してみなくてはならないのである。

本稿ではこの作業を、社会職業分類項目中の、つぎの部分について行なうことにする。

旧 分 類	新 分 類
2 商・工業者	2 職人、商人、企業の長
21 工業者	21 職人
工業（輸送と建設をふくむ）の経営者で、主として指揮労働をしている者。雇用者数6名以上の者。	製造、建設、保守、修理、輸送、理美容サービスにおける、雇用者数9名以下の企業の長（無給の家族従業者をふくむ）。雇用者9名以下のパン商、菓子商、肉商、そうざい商、自動車販売者をふくむ。
22 職人	22 商人とその類似者
自営工業企業の長で、主として手作業（肉体労働）をしている者。無給の家族従業者をふくむ。雇用者数5名以下の者。つぎの者をのぞく。理・美容師、クリーニング・染色商、パン・菓子商、臓物商、肉商、そう菜商、時計商（これらは商人とみなされる）。	雇用者数9名以下の商業企業の長。（無給の家族従業者をふくむ）。この場合の商業はつぎの活動をふくむ。喫茶店・ホテル・レストランの経営、賃貸、不動産仲介、旅行・保険の代理店経営、文化・スポーツ・レクリエーションにかんするサービス、保健サービス
26 大商人	23 雇用者10人以上の企業の長
雇用者3名以上の商業自営者。ただしつぎの者は雇用者数のいかんにかかわらずここにふくめられる。貿易商、卸売商、倉庫業者、市場仲買人、動産・不動産の仲介業者、宝石商、宝石細工商、出版業者、商事会社とサービス提供会社の長。また、ここでの商業はつぎの活動をふくむ。喫茶店・ホテル・レストランの	雇用者10人以上の企業の長で、農業経営者、職人・商人でない者すべて。つぎの者は雇用者数のいかんにかかわらず、ここにふくめられる。船主、銀行家、両替商、不動産業者、持株企業の長。

経営,興行,賃貸,狩猟,野草採取。

27 小商人

雇用者2名以下の商業自営者または
商業企業の長。家族従業者をふく
む。

旧分類とは1982年以前の分類,新分類とはそれ以後の(つまり現行の)分類をいう。現行の分類だけでなく旧分類もとりあげたのは,つぎの理由による。(1)旧分類はごく最近まで約30年間使われつづけてきており,現存の社会職業分類の統計表はまだすべてこれによっているのにたいして,新分類はまだそれほど普及していない。この意味では旧分類は「旧」分類ではなく,まだ生きている分類である。(2)各項目を旧分類から新分類への移行において検討することによって,その根拠がつきとめられやすくなるとともに,それをつうじて社会職業分類全体の構成方法もより明瞭になりうる。なお,上で各項目につけた説明は,各項目に属すべき者のおおよその共通性をのべた「解説」であって各項目の定義ではない。上述のように社会職業分類では,各項目は例示されているのみで規定はされていない。したがって定義もされていない。定義されていないからこそ,本稿のような作業が必要となるわけである。

上に新旧分類を対照して列挙した項目2は,農業者をのぞく自営者あるいは雇用主をカバーしている。これらのうち,「工業者」や「商人」という項目だては,明らかに,産業分類の観点によっている。また旧分類にある「大商人」と「小商人」という項目だては,雇用者数の多小によっている。したがって項目2のなかでとくに注目すべきものは,「21(旧分類では22)職人」である。これだけは,何を根拠として区別されたものであるかが,少なくともすぐには,わからないからである。また,この根拠がわかれば,非「職人」としての「工業者」や「商人」などの意味も反照的に明瞭になるであろう。そこで以下では,「職人」という項目に焦点をあてることにする。

ところで分類者は,旧分類をコメントしたなかでつぎのように述べている。「この用語(「職人」)は,この分類では,法定の意味とはややちがう意味で使われている」(INSEE, 1977, 25——挿入は引用者)。また新分類にかんするコメントにはつぎのような記述がある。「全体として,社会職業分類の“職人”の内容は,手工業登録 Répertoire des Métiers のそれに類似してはいるが,完全には同じでない」(INSEE, 1983, 25)。「肉商,

パン商、菓子商、そうざい商は、雇用者数9名以下の場合には22（「職人」）に分類される。彼らは手工業會議所 *Chambre des Métiers* に属している」（同上——挿入と強調は引用者）。

これからして、法律上あるいは行政的な意味での「職人」概念が存在し、そして社会職業分類の「職人」項目はそれを源泉としている（あるいは少なくとも参照している）のではないか、ということが考えられる。そこでこれを「職人」項目の根拠をさぐる手掛りとし、いくつかの法律上あるいは行政上の「職人」をみていくことにしよう。

1 私法上の「職人」

現行の法律には、私法的な次元で「職人」を定めたものはない。⁽¹⁾しかし、ある種の手工業者層を「職人」であるとする判例が、主として商事裁判で、たくさん出されてきた。同じような内容の判例が、商法典が制定された19世紀当初から積重ねられてきたので、その内容は一種の法的規範としての性格をもつにいった。したがって私法上の「職人」は、法律上の概念としては存在しないが、法的な概念としてなら存在する、という状態にある。

これらの判例は、注文生産を行なう零細手工業者層が、商法典上の商人（＝商行為の主体）にあたるか否かをめぐって下されてきたものである。一方で、商法典の枠組み全体が、こうした零細手工業者の活動になじまないことは明らかである。他方、商法典の文言では、「動産を、手を加えてあるいはそのまま、売ることを目的に買う」ことが商行為のひとつにあげられており、この文言からすると、こうした零細手工業者も商行為をなす者（＝商法上の商人）とみなされざるをえない。したがってこうした零細手工業者が商法上の商人であるか否かは、あらためて解釈されねばならなかったのである。諸判例は、零細手工業者を商法上の商人たりえないと判断した。そして彼らを、商法上の商人と区別する意味で、また、自由業者や家内勤労者——彼らもまた商法上の商人たりえないとされた——とも区別する意味で、「職人」とよんだのである。（「職人」以外で商法上の商人でない」とされた者は、農業者、自由業者、家内勤労者および雇用者である。）これらの判例における「職人」は、当然ながら、まとまった概念ではない。それは長年にわたる複数の判決のなかで散在的に示されているものであるうえに、商法上の商人ではない者（そしてまた自由業者でもなく家内勤労者等々でもない者という消極的な規定の反照としてたてられてい

るからである。判例における「職人」は、概念というよりは「像」（いくつかの特徴のたなる集合）に近い。しかしそうした性格のものとしてならば、判例で「職人」が規定されているということは一応いえるのである。

2 「職人」の要件

判例で示されている「職人」の要件は、おおよそつぎのようにまとめられうる (Mignot 49-50, Mourier 3-5, Sousi-Roubi 67-117)。

1) 活動を自営しており、またその活動の遂行において自律的であること。

彼は企業家としてある活動を自営し、その活動を独立的に実施し、経営に伴う危険を負担するとともにそこから利益を得る。(ここでは「自営」のほかに「自律」がとくに言及されている。自営していなくても自律はないが、家内勤労者のように、自営していても自律はないという場合があります。仕事の内容、手順、期限が他人によって定められている自営者を雇用者とみなした判例がある)。

2) 販売活動をしている場合、それは生産活動に付随したものであること。

彼の活動は素材を加工変形して商品をつくりそれを販売することにあるが、活動の主要な部分は素材を加工する生産活動であり、販売活動は副次的である。(判例では、販売活動を主とする者であれば商人とみなされるとしている。商品の販売を投機 *spéculation*、商品の生産を労働 *travail* とよんで両者を対照させている判例がある。そこでは、報酬の主たる源泉が「労働」であれば「職人」、投機であれば商人とされている)。

3) 活動が手作業 *travail manuel* であること。

(これには二つの意味がある。ひとつは肉体労働という意味である。現実には肉体労働は必ずしも頭脳労働を多少とも伴う。したがってこの規定は、頭脳労働を主要部分とはしない肉体労働を意味していることになる。これによって、職人は肉体労働をほとんど伴わない頭脳労働をする者(＝自由業者)から区別される。もうひとつは、機械や装置を用いない労働という意味である。現実には機械等をまったく用いないで労働することは不可能である。したがってこの規定は、安価、小規模、非自動のものを補助的にのみ使用する労働を意味していることになる。)

4) みづから手作業に従事していること

彼の収入は彼自身(およびその家族)の「労働」の成果を源泉とするものである。(ここ

では雇用者の数が問題となる。判例では、それがある程度以上に多いと、当人はもはやみずから手作業をしていないとみなし、したがってその収入は他人の労働への投機 *spéculation d'autrui* の結果であるとみなしている。今世紀はじめごろの判例では雇用者数はゼロでなくてはならないとされていたが、この制限はしだいにゆるめられ、4～5名までは雇っていてもよいとされるようになった。)

以上の職人「概念」の中心をなしているのは、(2)と(4)にある非「投機(的)」という性格づけである。判例は商法上の商人から零細手工業者を区別するさい、商人の本質を、商品および他人(の労働)にたいする「投機」——商品の存在と他人の労働の存在とを前提し、それらを利用しそこから利益をうること——に求めてきた。生産活動を自営し、またみずから生産労働にたずさわる者を、商品にも他人の労働にも「投機」しない者として、商法上の商人から区別し、「職人」と呼んだのである。

3 行政法上の「職人」(I)(手工業登記義務者)

1925年に手工業会議所 *Chambre de Métiers* (手工業者の公共的な自治団体——後述)が設立され、それへの参加資格が定められた。手工業会議所は現在も存続している。ついで1934年に、商業登記制度をまねた手工業登記制度 *Régistre de Métiers* が制定され、登記義務者が定められた。この登記制度は1961年に廃止された。これらの制度が定めているのは手工業会議所への参加資格者または手工業登記義務者であって、「職人」ではない。しかしこれらの制度を定めた法律に関連して出された通達 *circulaire* のなかでは、参加資格者や登記義務者が「職人」とよびかえられていることが多い。とくに戦後の1952年7月16日政令(「工房業法典」*Code de l'Artisanat* とよばれている)は、「職人」に定義的に言及している。したがってこれらの法律は、実質的には「職人」を規定しているといえる。

これらの法律による「職人」の規定は、以下のような経過をたどった。

(1) 1925-1933(手工業会議所への参加資格者)

「手作業的な職業 *métier manuel* に従事する勤労者で、その職業を単独で、あるいは家族員、職工 *compagmon*、見習い *apprentis* と共同して行ない、かつその職業に従事するにあたって経営者 *patron* の指揮下にない者」(1925年7月26日法)。

この規定は、職業的技術の水準と、雇用している者の数についてはとくに定めていない。そのため手工業会議所への参加資格者がふえ、商業会議所(商法上の商人たる商工業

者の公共的な自治団体)とのあいだに紛糾をもたらした。そこで1934年に手工業登記制度が制定されたさい、これらについての限定が設けられた。これがつぎの「手工業登記義務者」の規定である。

(2) 1934-1938 (手工業登記義務者)

「個人的に、自営して、経営者の指揮下でない状態で、手工業的職業に従事する自律的勤労者。彼の働き場所は自宅でも自宅外でもよく、また彼は原動機を使っているいなくてもよく、また商号や店舗をもっているいなくてもよい。彼は原則としてみずからの労働の生産物を販売し、みずからの職業的技倆を、事前の見習いあるいは長期間の経験によって証明でき、単独あるいは家族・職工・見習いと共同して活動を行なう。彼の雇う職工と見習いの数は10人をこえてはならず、また、彼ひとりが仕事の指揮権を保持していなければならない」(1934年3月27日法)。

(3) 1938-1961 (手工業登記義務者)

この間は他の点では変更はなかったが、雇用者(家族員をのぞく職工と見習い)数の上限が、それまでの10人から5人に引下げられた(1938年3月2日政令)。その後、途中でヴィシー政府によって短期間まったくべつの制度⁽²⁾が行なわれたが、これは実効をあげえず、そのごの職人規定にもほとんど影響しなかった。戦後再興された1952年の規定は1938年のそれと基本的に同じになっている。「職業的技倆をもって手工業を自営し、みずからの企業を指揮し、個人的かつ恒常的に労働に参加している者。彼は6人以上の職工あるいは補助員を雇うことはできない」(1952年7月16日政令「工房業法典」)。

なお、上述の諸規定のなかにある「経営者の指揮 diriger 下でない」とか「みずからの企業を指揮し」という要件は、形式的には自営者や雇用主でも実質的には家内労働者にすぎない者を、「職人」から除外するために設けられたものである。

以上みてきたように、手工業登記義務者(=「職人」)の規定は1932年に固まり、その後30年以上(基本的骨格の定まった1925年から数えれば40年近く)にわたって使われつづけたことになる。この行政法的な意味での「職人」と、先述の判例における私法上の「職人」とをくらべてみると、相互にきわめてよく似ていることがわかる。これは両概念が相互浸透した結果であって、両概念が「職人」についての社会的通念として数十年間定着していたことを意味する。

4 行政法上の「職人」(Ⅱ)(手工業登録義務者)

1962年に、手工業登記制度は手工業登録 Répertoire de Métiers 制度に改正(格下げ)され、商業登記と同次元で並立するものではなくなった⁽³⁾。これとともに登録義務者の規定も以前の登記義務者にくらべて大きくかえられた。すなわち手工業登録すべき者はそれまでの個人から、つぎのような企業であることになった(このような企業は手工業企業 entreprise de secteur de métiers とよばれている)。

「雇用者⁽⁴⁾5人以下の、製造・加工・修理・サービス提供を行なう企業。ただし以下の企業をのぞく。農業・漁業・商法典第632条の意味での代理業あるいは営業を行なう企業、購入した商品の販売や賃貸のみを行なう企業、その活動が特殊に頭腦的な企業」(1962年3月1日省令)。また、「製造・加工・修理・サービス提供を行なう」企業というだけでは企業の種類の限定としては不分明なので、産業分類を用いて具体的に産業諸部門が指定されている⁽⁵⁾(指定されたこれらの部門は、手工業部門 Secteur de Métiers とよばれている。)なお1976年に雇用者の上限は5人から9人に引上げられた。またこのときに「手工業部門」の範囲も若干あらためられた(1976年5月24日法)。

5 行政法上の「職人」(Ⅲ)(職人称号)

手工業登録制度とともに、従来とはまったくべつの、「職人」Artisan(および「親方職人」Maitre-Artisan)が規定された(1962年3月1日政令)。これらはいずれも、手工業会議所(後述)が、申請に応じて、申請者の職業的技倆や品性を審査したうえ授与する一種の名誉称号である。この称号制度は、手工業者には職業的技倆向上の刺激を与え、消費者には業者選択のめやすを与えて、全体として手工業技術水準の維持向上をはかるために設けられた。もっとも、この称号は直接の具体的な特典を伴わず、また消費者の関心もよばなかったので、実際にはこの「職人」号制度は当初期待された効果をあげていない。1978年で「職人」号と「親方職人」号の保持者はあわせて3万人程度にすぎない。(Mignot, 51)。ちなみに同年の手工業登録企業数は約90万である。

6 現在の行政法上の「職人」概念

1962年以降現在までの手工業登録義務者規定の特徴としては、雇用者数の上限を9人にしたこと(手工業登記義務者については5人であった)や、手工業の範囲を明示したこと

(それまでは「手工業的職業」*métier manuel*, あるいは集合的に「工房業」*artisanat* とされていたのみで、具体的な指定はなかった) こともあげられる⁽⁶⁾。

しかし最大の特徴は、登録の単位が個人から企業にかわったことにある。これによって、手工業企業の長であるということ——これは従来ならば「職人」の要件のひとつであった——は文字どおりそれだけのことであって、とくに格別な意義をもたなくなった。そしてまた、手工業企業の定義からして、その長が特殊な職業的技倆をもっているとか、みずから手作業に従事している——これらも以前ならば「職人」の要件であった——ということをも必ずしも意味しなくなった。つまり1962年の法律は手工業企業を規定したものであって「職人」を規定したものではなくなった。さらに、職人という言葉は、高い職業的技倆をもつ者——従来ならば「職人」の要件のひとつ——に与えられる名誉称号になった。これらのことから判断すると、1962年の法律は、手工業企業の長であることと、従来の意味での「職人」であることとを積極的に分離しようとしているとみなされうる。事実、1962年以降の関連する諸法律は、手工業企業の長を職人とよびかえることはしていない。したがって1961年まで長らくつづいてきた行政法上の職人(=手工業登記義務者)概念は、現在では消滅していると解釈されうる。

しかし他方でこれとは別様の解釈も可能である。すなわち、あたらしく規定された手工業企業の長は、実態としては、従来の意味での職人と性格的にそれほどちがったものではない。雇用者数9人以下の、そして指定されているような「手工業」部門における企業の長であれば、彼はおそらくみずから手作業に従事し、またある程度以上の職業的技倆をもっている場合が多いだろうからである。(また、職人という言葉は称号になったとはいっても、称号としての「職人」は、より適切には「名匠」とでもいうべき意味あいのものであって、従来の社会的通念としての「職人」とはかけ離れているうえ、おそらくそのためもあって社会的にいっこうに定着していない。)したがって1962年の法律は、従来の「職人」概念を否定しているわけではない。それは、従来の「職人」が経営するべき手工業企業の範囲をより明確に規定した——その意味で「職人」をより明確に規定した——ものである。したがってこの法律自体は手工業企業を規定したものであって職人を規定したものではないけれども、手工業企業の長を従来の意味での「職人」とすることは妨げられないとも考えられるのである。じっさい、行政的「慣習」では、手工業企業の長を「職人」とよぶことが相かわらず広汎に行なわれている。

以上を要するに、1961年以前は手工業登録義務者としての行政法上の「職人」概念が存在したが、1962年に手工業登録義務者が手工業者個人から手工業企業にかわったため、それまでの行政法上の「職人」概念は一応消滅した。しかし手工業企業の長は、実態的には、従来の意味での職人であり、したがって彼を「職人」とよぶことも、行政上、便宜的にしかし広汎に行なわれている。行政法上の「職人」は、現在、あるともないともいえる微妙な状態にある。

7 手工業会議所 *Chambre de Metiers*

手工業会議所は、1925年に「工房業 *artisanat* の一般的利益をはかる」目的でつくられた（1925年7月26日法。現在の体制は主として1952年7月16日政令（工房業法典）による）。農業会議所や商業会議所（後者は1851年設立され、1960年に商工会議所と改名された）と同じ性格の公共的な自治機関である（現在の機構は1964年12月30日政令による）。監督官庁の管理のもとにはあるが、運営は加入者の自治によって行なわれるとともにその決定は行政的決定になる。政府の関係諸委員会にも手工業者の立場を代表する委員がここから恒常的に派遣される。

手工業会議所の任務は手工業企業の掌握と調査（すなわち手工業登録制度の運営）、手工業部門の職業教育（職業教育の改善一般、前述の「職人」号と「親方職人」号の授与）、手工業の振興（市場開拓や経営改善にかんする活動と研究）である。

会議所は県ごとにおかれ、そのうえに地域の委員会と代議員会、および全国委員会と全国代議員会がおかれている。各会議所は40人から構成されている。その内わけは(1)手工業企業の長から24人（食品、建設、木材・家具、金属、機械・電気、皮革・織物・衣料、衛生その他、の6部門から4人ずつ）(2)手工業企業の雇用者（職工 *compagnon*）から6人(3)手工業企業の団体連合（加盟者千人以上の同盟 *fédération* あるいは加盟者1万人以上の総同盟 *confédération*）から送られる手工業企業の長10人である。このうち(1)の24人は、手工業登録をした企業の長によって選挙される。

手工業会議所が設立されたのは、第一次大戦直後に行なわれた一連の手工業者保護措置の一環である。会議所の設置は、直接には、アルザス・ロレーヌ地方の「奪回」により、それまでに同地域で（つまりドイツ帝国で）行なわれていた手工業管理政策がフランス全体に影響した結果でもあるが、その背景には、19世紀末以来の手工業者層による保護要求

運動がある。手工業会議所の設立は今世紀はじめに組織されたフランス職人総同盟 Confédération Générale d'Artisans Français の圧力によるところが大きい。この当時あらたにすすみだした工業化（さらに一部では独占化）は、一方では職人層の生業と生活をおびやかすとともに、他方では消費財市場の拡大を介して手工業者層の活動の場を増やし、この両面によって彼らの要求運動を活ばつ化させた。工業化の本格的な進展に伴う資本蓄積と労働運動の発展は、みずからと資本家および労働者とのちがいを、手工業者層自身に明確に意識させた。手工業者層の活動領域を——産業一般 industrie から区別して——示す工房業 artisanat という言葉もこの時期にできている。

8 社会保障制度における「職人」

フランスの本格的な社会保障体制は、第二次大戦終了直後に始まった。当初は全国民をカバーする統一機構が志向された（1946年）。しかしいくつかの階層がこれに抵抗したため、結局は、階層ごとに複数の機構が併存する分散型の体制が実施された（1947年）。統一機構にもっとも頑強に反対したのは商工業者、自営業者、それに「職人」であった（これらの諸層は反対運動のなかで連帯し、中産（あるいは中間）諸階級 classes moyennes と自称した）。彼らは雇用者と同じ機構に入ることを拒否し、各層ごとに独自の自治制度を組織した（1948年）。この動向は老令保険についておこったものであるが、その後1960年代のはじめに制定された疾病・出産保険や廢疾・死亡保険についても、基本的には同様の動向がつづいた。（なお社会保障制度としては、これらのほかに家族手当給付制度がある）。彼らが雇用者と同じ機構に入らなかったのはつぎの二つの理由からであった。

ひとつは、雇用者と「同様に扱われる」ことへの嫌悪感である。この嫌悪感は、職業的技倆と営業手段とをもった自営者としての、雇用者に対する優越感と、そうした自営者としての地位をいつ失うかもしれないという恐怖感との合成物である。彼らはみずからの「社会的地位」をおびやかす（と彼らが考えた）ものにたいしてきわめて敏感に反撥する。彼らには、雇用者と同じ資格で同一の社会保障金庫に入ることは、「プロレタリア化と小役人化への一段階のようにみえた」（CERS, 105）。これに、彼らのもつ、職能集団としての内部的連帯の固さ、画一性 uniformisme に反発する特殊（個性）主義 particularisme（自分たちは特別だという意識）が加わって、彼らだけの自治制度を作らせることになったのである。

もうひとつは拠出金の過重ということである。一般に、租税公課のたぐいは、彼らにそのぶんだけの所得減少をもたらしがちである。彼らの扱う商品の特性と競争の特性からしてこれらの費用を商品価格へ転化することはむずかしく、また、ごく少数の雇用者のみの自営ということからして、雇用者へ転移することもできないからである。「職人」は、まず、公課に反対するという意味で統一機構への拠出に反対した。この一般的な理由に加えて、雇用者と同一の機構に加入すると、「職人」は雇用主と雇用者の拠出の合計にあたる額を拠出せねばならず、「その所得能力からみてあまりに過大」（工藤、198）な負担になるため、いっそうはげしく統一機構に反発したのである。

社会保障制度における「職人」は、こうしてつくられた彼らの自治組織（自治金庫）加入者としてのそれであり、正式には「職人的職業従事者」*ressortissant de groupe des professions artisanales* とよばれている。職人的職業従事者とは、手工業登録をした（またはする義務のある）企業の、長・役員・非雇用社員である（1966年7月12日法）。ただしつぎの者は——そのほとんどは手工業登録義務者であるにもかかわらず——職人ではなく商工業者の自治金庫に加入することになっている。パン商、菓子商、肉商、レストラン経営者、広告店主、クリーニング商、タクシー運転手。

制度的にみると、「職人」の自治金庫はつぎのようにになっている。

(1) 老令保険 「職人的職業従事者」は、彼らだけで組織する職人老令保険調整全国自治金庫 CANCAVA⁽⁷⁾に加入する。この金庫は商工業者の自治金庫 ORGANIC⁽⁸⁾および自由業者の自治金庫⁽⁹⁾とならんで、自営者層の老令保険にかんする三大組織をなしている。（自営者層としてはこのほかに農業者があるが、彼らは彼らで独自に農業社会共済金庫 CMSA⁽¹⁰⁾を組織している。）

(2) 疾病・出産保険 「職人的職業従事者」は、商工業者および自由業者とともに組織する疾病保険全国自治金庫 CANAM⁽¹¹⁾に加入する（1966年7月12日法、1970年1月6日法）。この三つの層は同じ金庫のなかで相対的に独立しており、保険料率や給付率は相互にことなる。

(3) 廃疾・死亡保険 老令保険の補助制度として行なわれている。老令保険に加入した「職人的職業従事者」はこれにも必ず加入しなければならないことになっている（1963年8月24日法）。なお、この強制加入制度は「職人的職業従事者」のみのもので、商工業者や自由業者にはない。

(4) 家族給付 この給付のみは、給付の性格上、統一的たらざるをえないので、統一機構(家族手当全国金庫)によって行なわれている。「職人的職業従事者」も当然この金庫に加入する。(ただし農業者だけは別機構になっている)。

9 税法上の「職人」

一般税法は「職人」にたいしていくつかの特別措置を定めている。しかし税法における「職人」の意味は特別措置ごとにちがうので、統一的な職人概念が税法のなかにあるというわけではない。さしあたりつぎの三つが区別される。

(1) 付加価値税 *tax à la valeur ajoutée* における「職人」。この税は、自身の報酬と雇用の賃銀との合計額が年商の35%以上になる「職人」については、彼が見積請負納付制⁽¹²⁾ *régime du forfait* を選択した場合にかぎり、一定額(現在は2万フラン)まで免除される(一般税法282条)。また「職人」については中間税率⁽¹³⁾(通常税率より低い)が適用される。(同上条)。

この措置の適用をうけることのできる「職人」は、手工業登録をした者のこととされている。したがってこの場合の「職人」は手工業企業の長を意味する。

(2) 事業免許税 *tax professionnelle* および職業教育税 *tax d'apprentissage* における「職人」。この税は、雇用人(家族員と見習いをのぞく)数2人までの、手工業登録をした「職人」および小売商人については、課税基礎額が半減される(1970年12月31日法)。また職業教育税は、20才以下の見習いしか雇っていない、手工業登録をした「職人」については、免除される(一般税法224条)。

これらの措置における「職人」も、手工業登録が要件になっているので、一応は手工業企業の長という意味になる。しかしこの場合の「職人」は、付加価値税の場合とちがいで、一般的な「職人」概念が前提され、そのうちの手工業登録をした者、という形で限定されている。つまり、「職人」であることと手工業登録企業の長であることとはべつであるとされている。

(3)上の事業免許税は、家族員以外には誰も雇っていないか、20才以下の見習い数人しか雇っていない職人および手間賃請負者については、免除される(一般税法1454条)。

この場合の「職人」は手工業登録とは関係づけられていないので、明らかにそれとは独立した概念であることになる。しかしとくに積極的に規定もされていないので、のちにこ

の税の免除をめぐる紛争が生じた。そしてこれにかんする判例で、手仕事をみずから行う、そして「投機」をしない者が職人であるとされた（行政最高裁判所1966年12月9日）。

以上（とくに事業免許税についての措置）からすると、税法には、手工業登録義務者よりは広い、一般的な「職人」概念があることがうかがわれる。税法における「職人」概念は、当初は、家族とともにみずから生産した商品を販売する者で見習い数人のみしか雇っていない者、というものであったと思われる。このことは一般税法1649条に示されている。この条項には、「自宅または自宅外で働き、彼自身の労働によってできる生産物の販売に従事し、妻・両親・子供・孫、職工1人、および見習い1人——この見習いは20才以下で、労働法典で定められた条件で見習い契約を結んでいる者とする——の協力のみを得る職人」（強調は引用者）という文言があるからである。なおこの条項は、一般税法の付則Ⅱの370条でつぎのように補足されている。「原料在庫が企業の正常な必要の水準をこえていないこと、またその原料在庫には、そのまま販売されないという意味で投機的な性格がないこと、これらの条件の下で原料在庫をもつ職人が、1649条でいう職人である」。この1649条は、この条項で定めていた税（補足税）が廃止されたために、それ自体としては失効しているが、それだけに、税法上伝統的であった職人概念を今に伝えているのである。そのご、雇用者数についての限定がゆるめられ、見習い数人のほかに2名程度まで雇っていても「職人」として許容されるようになった。（ちなみに1923年には、みずから手作業をする自営者で、家族員と見習いのほか2人以下を雇用している「職人」については、その所得を商工業利潤としてではなく、賃銀や俸給として扱うことが定められている⁽¹⁴⁾（1923年6月10日法）。これは当時の「職人」保護政策の一環であるとともに、税法のうえで「職人」が——商工業者ならざる者として——承認されたことを意味する。）一般税法1454条の「職人」は、伝統的な「職人」規定の名残りである。徴税者からすると課税対象者が一義的に定まることがのぞましく、この点で伝統的な職人概念は適切でない。そのために手工業登録者という要件が加えられるようになったのが上記の(2)であり、そしてそれがさらに手工業登録者だけに限定されたのが上記の(1)であるといえよう。

注

- (1) 唯一の例外は「農村職人」artisan ruralである。これは常雇いの雇用者数2名以下の自営者で、農業地域に住んで農業者の活動と需要とに関係した活動をする者をいう、とされている（農業法典第616条）。しかし「農村職人」は——それが農業法典で規定

されていることから明らかなように——農業者の一変種であって、「本来の」職人概念からすると縁辺的な存在にすぎない。

- (2) 1943年8月24日法で、職人の国家統制をねらった体制がつくられ、手工業登記制度の性格も一変することになった（この体制の詳細については Soudi-Roubi, 71 参照）。この体制は1944年6月22日令で廃止されたので、わずかに10ヵ月でおわり、その後の法律や行政にはほとんど影響しなかった。
- (3) 以前は手工業登記と商業登記の両方を行なうことはできなかったが、この改正によって手工業登録をした企業も商業登記をすることができるようになった。商業登記をしないと商法の適用がうけられず、また銀行も商業登記者でないと取引しない。したがって手工業登録をしている者の大半（推定で60-70%）は商業登記もしていると推定されている。
- (4) つぎの者は雇用者からのぞかれる。個人企業と人的会社 *société de personnes*（合名あるいは合資会社）については、企業長の配偶者、両親、子供、三親等までの血族と姻族。その他の会社については、会社の経営と労働の実行に参画する社員3名まで。これにくわえて、企業の形態のいかんにかかわらず、身体・精神障害者3名までと見習い3名まで。

また、雇用者9人までという規定は絶対的なものでなく、職業団体の申請に応じて個別的に変更されうることになっている。

- (5) 手工業部門はポジティブ（すなわち手工業部門を示した）リストとネガティブ（すなわち手工業部門でない部門を示した）リストで規定されている。ポジティブリストはぼう大なので、紙幅の都合上、その紹介は省略せざるをえないが、要するに製造加工業・建設業・修理・保守業のほとんどすべてをあげたものである。商業・運輸業・通信業・サービス業は基本的には除かれているのであるが、つぎのものは例外的にふくまれている。パン・菓子・肉の販売、理美容、清掃、衛生サービス、クリーニング、救急輸送、引越輸送、タクシー、写真館経営、映画館・人形館の経営。

ネガティブリストは以下のようである。（このリストは、基本的には、サービス業と大規模な装置を必要とする製造業および輸送業を手工業から除くことを指示している）。鉱物燃料・コークス・天然ガス・石油の製造、電気・ガス・水・暖気の製造と配送、金属の精練、製塩、製薬、ホテル・カフェ・レストランの経営、鉄道・道路・水上・都市交通・航空の各輸送（ただしタクシーと引越輸送業をのぞく）、輸送と保管の付帯業務、輸送補助業と旅行代理店経営、保健業（ただし救急輸送業をのぞく）、レクリエーション・文化・スポーツにかんするサービス（ただし映画館・人形館の経営をのぞく）。

- (6) 雇用者数の上限は、本文でのべてきたように何度もかわっており、社会的合意が容易に成立しないことをあらわしている。1925年当初は、前述のように、雇用者の限定はなかった。1928年7月17日の通達「企業主は、個人的に仕事の実質に参加しているかぎり、雇用者数のいかんにかかわらず職人である」と述べて、雇用者数の制限はしないことをわざわざ強調している。だから、1934年に雇用者数の上限が設定されたさいには、多くの反対論があった。現在は9人までとされているが、これについて

も、15人までとか49人とかまでに拡大しようとする主張が根強くある。

- (7) Caisse Autonome Nationale de Compensation de l'Assurance Vieillesse Artisanale
- (8) Organisation Autonome Nationale de l'Industrie et du Commerce
- (9) これは職業ごとに13個の組織にわかれている（医師、薬剤師、公証人、建築家、会計士など）。
- (10) Caisse de la Mutualité Sociale Agricole
- (11) Caisse Autonome Nationale d'Assurance Maladie
- (12) 納税者が、前年の営業結果をもとに、年度初めに納税額を見積ってその納入を税務署にたいして約定する、フランス独特の制度。
- (13) かつては通常税率は23%、中間税率は17.6%であった。現在は、両税率とも18.6%になったので、中間税率を適用されることの利益はなくなっている。現在の税率は5.5%、7.0%、18.6%、33.3%の4段階になっており、大部分の商品には通常（および中間）税率である18.6%が適用される。
- (14) 手工業企業が特別扱いされない税のおもなものはつぎのとおりである。
事業収入税（商工企業と同じく「商工業事業利益」への課税をうける。）
給与支給税、通勤費支給税、住宅建設促進税（これらは雇用者10人以上の企業に課税される。手工業企業は免除されることになるが、手工業企業であるがゆえに免除されるわけではない。）

参 照 文 献

- CERS 1962 Sécurité sociale et conflits de classe Eds. Ouvrières
- Dumont, J-P., 1981 La sécupité sociale toujours en chantier Eds. Ouvrières
- Dupeyroux, J-J., 1972 Cours élémentaire de droit sécurité sociale Ed. Serey（上村，藤井訳 フランスの社会保障 光生館 1978）
- Gambier, C., 1986 Les impots en France F. Lefévre
- INSEE, 1977 Code des catégories socio-professionnelles 6e ed.
- INSEE, 1983 Guide des catégories socio-professionnelles 1e ed.
- 工藤恒夫 1984 現代フランス社会保障論 青木書店
- Mignot, G. 1980 Les perspectives de développement de l'artisanat et de la petite entreprise Documentation Francaise
- Mourier, H. 1972 "Artisans" in : Dalloz Répertoire de droit commercial t. 1 Dalloz
- Oppetit, B., Sayag, A. 1981 Les structures juridiques de l'entreprise Lib. Techniques
- Riperd, G., Roblot, R., 1968 Traité élémentaire de droit commercial Lib. Gene. de Droit et Jurisp. t. 1
- Sousi-Roubi, B. 1983 l'Artisan dans le droit français Eds. l'Hermès
- 杉森晃一 1981 フランスの社会職業分類 岡山大学経済学会雑誌 第14巻3・4号 271-295